

平成 29 年度税制改正 所得税（鈴木）

税制改正で、配偶者控除・配偶者特別控除が見直しされました。

ここでは、配偶者控除に関する改正を説明いたします。（例として給与収入をあげています。）

なお、平成 30 年分以後の所得税からの適用となります。

◆ 最大限控除額 38 万円が受けられる控除対象配偶者本人の所得金額の改正

【改正前】

【改正後】

給与収入 103 万円（所得 38 万円） → 給与収入 150 万円（所得 85 万円）

◆ 納税者本人の所得制限新設

納税者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除の適用がなくなりました。

給与収入	（所得）		【改正前控除額】	→	【改正後控除額】
1,120 万円以下	（900 万円以下）	…	38 万円	→	38 万円
1,120 万円超 1,170 万円以下	（900 万円超 950 万円以下）	…	38 万円	→	26 万円
1,170 万円超 1,220 万円以下	（950 万円超 1,000 万円以下）	…	38 万円	→	13 万円
1,220 万円超	（1,000 万円超）	…	38 万円	→	なし

※老人配偶者控除及び配偶者特別控除の改正の詳細については、弊社までお問い合わせください。

平成 29 年度税制改正 法人税（余田）

税制改正で、所得拡大促進税制が見直しされました。

◆目的

経済の「好循環」のため、企業に更なる賃上げインセンティブを与える機能を強化する観点から、高い賃上げを行う企業を支援する。

◆改正内容 中小企業（資本金 1 億円以下）をご紹介します。

【要件】 要件に変更はありません。

- ① 給与等支給額が平成 24 年度（基準年度）より 3%以上増加
- ② 給与等支給額が前年度以上に増加
- ③ 平均給与等支給額が前年度を超えて増加

【控除税額】 控除額が改正されています。

改正前：給与等支給額の増加額の 10%を税額控除（中小企業は法人税額の 20%が上限）

改正後：③平均給与等支給額の増加

- （1）賃上げ率 2%未満の企業：税額控除を 10%維持
- （2）賃上げ率 2%以上の企業：前年度の増加額について税額控除を 12%上乗せ（合計 22%）

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用します。